

第22回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官

川 野 麻衣子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、2021年11月24日から同年12月2日までの間、第22回日韓パートナーシップ共同研究を実施したので、その概要を報告する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として、1999年から実施しているものである。

研究員は、韓国の法院¹の職員から選ばれた韓国側研究員5名と我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員5名の合計10名であり、不動産登記、商業法人登記、戸籍（家族関係登録）、供託²及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題について、講義、関係機関の訪問・見学及び実務研究等を通じて調査研究を行う。

第3 第22回日韓パートナーシップ共同研究について

従来、本共同研究は、我が国で開催する日本セッション及び韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションで構成し、両国の研究員を相互に相手国に派遣して、講義や実務研究のほか、関係機関の訪問・見学をすることで調査研究を進めてきたが、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、相互に相手国を訪問することはせず、2つのセッションを統合し、期間を短縮して、web会議システムを利用したオンライン形式により実施することとなった。

なお、共同研究の期間中、韓国側研究員は、教育院に集合してweb会議システムに接続する方式を採っており、日本側研究員は東京都昭島市の国際法務総合センターに集合する日と、集合せずに自宅又は勤務庁において研究を行う日を設け、それぞれの場所からweb会議システムに接続する方式により実施した。

¹ 法院とは我が国の裁判所に相当し、大法院とは我が国の最高裁判所に相当する機関である。我が国においては、登記、戸籍及び供託は法務省が、民事執行は裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当しており、教育院とは、その法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。なお、教育院は、登記、家族関係登録（戸籍）及び供託担当の職員の研修を実施しているという点で我が国の法務総合研究所の役割も果たしていると言える。

² 戸籍（家族関係登録）と供託は隔回で行われており、今回は戸籍（家族関係登録）についての調査研究が行われた。

以下のとおり，研究員は，日韓両国の最新の法制度や実務等に関する講義を受けて知見を広めたほか，研究員同士の活発な協議により，それぞれが設定した課題の実務研究等を行った。

1 講義

(1) 所有者不明土地を解消するための施策について

法務省民事局の森下宏輝局付から，所有者不明土地の概要とその発生原因，不動産登記の観点における所有者不明土地の解消策と発生を予防する方策についてお話を伺った。

(2) 東京家裁の後見実務と成年後見制度利用促進基本計画

東京家庭裁判所の富永悦史総括主任書記官から，日本における成年後見制度と東京家庭裁判所における後見実務の概要，成年後見制度利用促進基本計画の概要とその取組状況等についてお話を伺った。

(3) 国際動向からみた韓国の動産債権担保法制

ソウル大学校法学専門大学院のクォンヨンジュン教授から，動産債権担保法制に関する国際的な動向や基本原則，韓国における動産債権担保法制の現状と課題についてお話を伺った。

(4) 仮想資産に対する執行実務

司法政策研究院のイヘジョン研究担当官から，仮想資産の韓国法上の位置付け及び韓国国内での判例や学説，仮想資産に対する強制執行の問題点等についてお話を伺った。

○ 장기상속등기 등 미필 토지 해소작업의 성과

★ 2017년 7월 규슈북부 호우복구·부흥사업

자치단체의 요구에 응하여 토지 약 2,000필에 대하여 등기관이 800명을 넘는 등기명의인의 법정상속인 탐색 실시

★ 2018년 7월 호우재해 복구사업

막대한 피해가 발생한 지구의 토지 약 1,600필에 대하여 등기관이 700명을 넘는 등기명의인의 법정상속인 탐색 실시

신속한 복구·부흥사업 실시에 기여

10

【森下局付の講義の様子】

2 実務研究

研究員は、全員で各研究員の課題について検討する全体協議及び相手国のパートナー研究員との1対1での個別協議等を通じて課題の研究を行い、総合発表会においてその概要を発表した。各研究員の課題の概要は以下のとおりである。

(1) 不動産登記1

ア 相続登記において登記申請書上の登記義務者と登記記録上の所有者の同一性が確認できない場合の解決方法に関する日韓比較（韓国側）

韓国では、相続登記の際に、登記記録上に所有者の住民登録番号が記録されておらず、かつ登記記録上の住所が公的帳簿に記載された住所と異なる等、登記申請書上の被相続人と登記記録上の所有者の同一性が確認できない場合があり、このような事例について、日韓の実務及び登記先例等を比較して解決方策を検討するもの。

イ 不動産登記における登記手続案内に係る日韓の比較について（日本側）

不動産登記手続に関する照会への対応については、日本においても業務効率化の観点等から見直しが図られているところ、新型コロナウイルス感染症への対策や国民の情報収集の在り方が変化していること等も踏まえ、対面によらない非接触型の登記手続案内体制の構築、手続案内の効率化策、登記相談員の活用策等について、日韓の制度を比較して研究するもの。

(2) 不動産登記2

ア 不動産公示制度及び不動産登記申請に関する日韓比較（韓国側）

韓国では、不動産の権利関係に関する登記制度と物理的状況に係る登録制度（台帳制度）の所管が異なるところ、日韓における不動産公示方式の相違点及び類似点、台帳及び登記簿の効果的な連携方策、不動産に係る証明書類の発行機関及び発行方式と電子化の程度等について、日韓の制度を比較・分析し、利用者がより利用しやすい制度について検討するもの。

イ 渉外不動産登記申請手続の「真正性の担保」に関する日韓比較（日本側）

不動産登記の中でも登記の申請人等が外国人である場合や外国に居住している場合等の渉外不動産登記申請手続の真正性を担保するための方策について、韓国の「在外国民及び外国人の不動産登記手続に関する例規」を分析し、必要な添付書面とその審査方法、事務手続上の課題等について、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

(3) 商業法人登記

ア 監査委員会を設置している場合の「代表監査委員」と規定上存在する「常勤監事（監査役）」の登記簿表示に係る公示の必要性についての日韓比較研究（韓国側）

商業法人登記簿が有している企業の必須事項を公示する機能と安全な取引のための予防的機能の強化のために、監査委員会設置会社における監事の登記事項に

ついて、代表監査委員及び常勤監事等に着目し、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

イ 商業登記事務における真実性の担保に係る日韓の比較（日本側）

商業登記事務の真実性を担保するための方策について、株式会社の役員変更登記における添付書面、不実の登記を防止するための制度及び休眠会社等のみなし解散による整理作業を主な論点として、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

(4) 戸籍（家族関係登録）

ア 日韓両国の成年後見制度における家庭裁判所の役割（韓国側）

日韓両国の成年後見制度の運用については、類似している面が多くあることから、成年後見制度における関係機関の役割、監督の在り方、不正を防止する制度を中心に日韓の制度を比較し、高齢者が利用しやすい制度及び実質的な監督のための家庭裁判所の役割について検討するもの。

イ 日本の戸籍制度と韓国の家族関係登録制度の比較・検討（日本側）

日本の戸籍制度について、マイナンバー制度の導入や読み仮名の法制化の検討などの進展があったこと、韓国においても家族関係登録制度の施行から10年以上が経過したことから、主に韓国における住民登録番号情報と家族関係登録制度との連携、漢字とハングルの氏名の登録の在り方等の点に着目し、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

(5) 民事執行

ア 「仮装留置権」の問題点と改善方向に関する考察（韓国側）

仮装留置権については、その実体的な権利関係に関する執行裁判所の判断権限や責任が規定されていないため、留置権の成立の真正とは無関係に、競売の目的物の流札を誘導し、適切な価格での売却ができないように悪用される余地があることから、留置権に関する日韓の法令及び実務の比較により、その改善策を検討するもの。



【研究員の協議の様子】

イ 債権執行における日韓の主な相違について（日本側）

債権執行の手続について、業務の効率化及び実効性確保の観点から、申立及び終了時等の事務処理、差押の対象及び第三債務者の特定、養育費の支払義務の履行確保の制度、執行手続のIT化等に着目し、日韓の制度を比較しながら研究するもの。

3 日本側研究員を対象とした講義等

今回は韓国を訪問することができず、韓国側研究員との交流の時間も限られたことから、日本側研究員に韓国に関する知見を広めてもらうことを目的として、日本側研究員のみを対象として以下の講義及び見学等を実施した。

(1) 講義「韓国における家族観と法とのかかわり」

帝京大学の田中佑季助教から、韓国の家族法の変遷、養子制度、家族関係登録制度に焦点を当て、家族観が日本と韓国とでどのように違うのか、家族観が民法などの法律にどのような影響を与えているのか等についてお話を伺った。

(2) 駐日韓国文化院訪問・駐日韓国領事との意見交換

東京都新宿区にある駐日韓国文化院を訪問し、韓国の衣食住等の文化の特色についてお話を伺った後、同院内に設けられた庭園及び韓国の伝統的な生活様式を再現したサランバン（舎廊房）等の見学を行った。また、同院には徐章雄駐日韓国領事にもお越しいただき、日本側研究員と韓国の文化のほか、各研究員の研究課題などについて広く意見交換を行った。



【駐日韓国文化院見学の様子】

第4 おわりに

第22回日韓パートナーシップ共同研究は、前例にないオンライン形式での開催となり、共同研究の目的である「相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成する」ことをいかにオンライン環境下で実現するか大きな挑戦となった。

教育院とは数ヶ月にわたってweb会議やメールでの協議を重ね、できる限り従来の内容を継続しつつ、オンラインではできないことを補う方策等について知恵を出し合った。また、研究員自身も、現地を訪問することができない代わりに、たくさんの写真や資料を使用して登記所の様子や自国の制度を紹介するなど、創意工夫を重ね、互いに理解するよう努めていた様子が印象的であった。

結果として、第3に記載したとおりの充実した内容となり、研究員からも、現地を訪問できなかったことを除いて概ね好評価をいただいたところである。

オンライン形式ではあったが、基本的な法制度が類似する日韓両国で同じような職務に従事している研究員同士が、互いの国の法制度や文化を学び、親睦を深めるという取組を継続することができたことは、両国の法制度の発展及び実務の改善という観点から大変意義深いことであったと感じている。

ただ、やはり両国間の友好協力関係を醸成するという点に関しては、オンライン環境下で最大限に工夫して良好な関係が構築できたと考えられるものの、休憩時間のちょっとした意見交換ができないなどの限界があり、次回以降は、両国を相互に訪問する従来の形式で実施できることを願っている。

最後に、前回（第21回）の日韓パートナーシップ共同研究は、新型コロナウイルス感染症の影響により残念ながら準備段階で中止となったが、今回はオンライン形式ではあるものの開催にこぎつけることができ、本共同研究の開催に御協力いただいた日韓両国の全ての関係者の皆様に感謝を申し上げたい。



【閉会時の記念撮影】

第22回日韓パートナーシップ共同研究研究員名簿

		氏名	所属	研究分野
大韓民国側研究員	1	パク ジェジュン 朴 在俊	法院行政處 法院事務官	不動産登記
	2	キム ヨングク 金 龍國	議政府地方法院高陽支院 法院主事	不動産登記
	3	イ クァンウク 李 鎭昱	ソウル南部地方法院 法院主事補	商業法人登記
	4	ソン ファス 宋 和修	ソウル南部地方法院 法院主事	家族関係登録（戸籍）
	5	カン ジウォン 姜 智元	ソウル中央地方法院 法院主事補	民事執行
日本国側研究員	1	佐々木 豊	東京法務局 不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2	吉田 悦典	さいたま地方法務局 不動産登記部門 登記官	不動産登記
	3	土田 恵	東京法務局 第二法人登記部門 登記官	商業法人登記
	4	佐藤 博行	法務省訟務局 民事訟務課 係長	戸籍
	5	萩原 京子	最高裁判所 事務総局民事局第一課 調査係長	民事執行

法院公務員教育院

法院書記官 李 明宰（イ ミョンジェ）

法院主事 姜 奎錫（カン ギュソク）

法務総合研究所

国際協力部教官 川野 麻衣子

主任国際専門官 岡田 泰弘

主任国際専門官 山田 寛子

国際専門官 北野 月湖

第22回日韓パートナーシップ共同研究日程表

月 日	曜 日	午前 9:00	12:00			午後 13:30	18:00		日本側 実施場所
11 / 24	水		9:30 開会	9:50 オリエンテーション	10:55 韓国側研究員の 課題に関する 全体協議（※１）	韓国側研究員の課題に関する全体協議			国際法務 総合センター
11 / 25	木	9:10	日本側研究員の課題に関する全体協議（※１）				15:30 日本側講義 所有者不明土地を解消するための施策について 法務省民事局 森下宏輝局付	18:00	国際法務 総合センター
11 / 26	金	9:00 個別協議（※２）	10:50	11:00 韓国側講義 国際動向からみた韓国の動産債権担保法制 ソウル大学校法学専門大学院教授 クォンヨンジュン	13:00	14:30 講義（※３） 韓国における 家族観と法とのかわり 帝京大学 田中佑季助教	16:00 16:15 進捗状況報告・資料整理 （※３）	17:30	自宅／ 所属庁
11 / 27	土								
11 / 28	日								
11 / 29	月	9:30 日本側講義 東京家裁の後見実務と 成年後見制度利用促進基本計画 東京家庭裁判所 富永悦史総括主任書記官	12:00			13:30 個別協議（※２）	17:30		自宅／ 所属庁
11 / 30	火	9:30 韓国側講義 仮想資産に対する執行実務 司法政策研究院研究担当官（裁判所書記官） イヘジョン	12:00			13:30 総合発表準備	17:30		国際法務 総合センター
12 / 1	水	9:30 発表準備	10:00 総合発表会			総合発表会	17:00 閉会		国際法務 総合センター
12 / 2	木	10:00 国際協力部長講話			11:00	13:00 共同研究総括	15:00 駐日韓国領事との意見交換 駐日韓国文化院訪問		法務省 赤れんが棟 （終日※３）

※1：各研究員の課題について発表し、全研究員で協議する。
※2：同じテーマを研究する日本側研究員・韓国側研究員がペアになり協議する。
※3：韓国側とは接続しない。